

◎韓国IPGの活動

- | | |
|---------------|----|
| ・釜山国際映画祭 | 01 |
| ・特別司法警察 | 02 |
| ・韓国貿易委員会の取り組み | 03 |
| ・韓国IPGセミナー | 04 |

◎IPを知ろう

- | | |
|---------------------------------------|----|
| ・IPニュース | 05 |
| ・「新・知財最前線は今」 | 06 |
| - 韓国特許庁「発明の日60周年記念パンカード」全国ツアーアイベントを実施 | |
| - 知的財産権を有する企業の売上高 | |
| - 韓国がGIIでアジア地域1位獲得 | |



韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ippg/>

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



事務局からのお知らせ

今年の夏も非常に暑い夏となりました。これから季節は過ごしやすくなることを期待しています。ジェトロ韓国知財ウェブサイト(<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>)には、最近の韓国知財ニュースや法改正情報、判例解説などを掲載しています。是非ご覧ください。



CAUTION

韓国IPG Informationに掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。



知財トリビア!

韓国特許庁のプレスリリースで「全国各地で特許パンが楽しめる!」(2025年7月17日)という記事がありました。当該記事中で、地域とパンの名称が合致しているものはどれでしょうか?

- ① 「ティギムソホロ(揚げパン)」→ 釜山(ブサン)
- ② 「トルケパン(カニパン)」→ 麗水(ヨス)
- ③ 「トルガマ饅頭」→ 大邱(テグ)

*回答は(3頁)下部に記載しております。

◎韓国IPGの活動

釜山国際映画祭

2025年9月17日~26日において、韓国・釜山で「第30回釜山国際映画祭」が開催されました。今回の映画祭では、7劇場、31スクリーンで映画が上映され、第30回ということもあり、映画祭における上映作品数は、歴代最大の328本となり、日本からは、24本の作品が上映されました。期間中に訪れた観覧客数は、238,697人に上り、コロナ禍以降、最大の観覧客数となる結果となりました。また、釜山国際映画祭の期間に合わせて、BtoB関係者を対象としたACFM (Asian Contents & Film Market) も、2025年9月20日~23日において開催されました。出展者は、31カ国、289社、113ブースとなり、来場者数は、30,006人で過去最大を記録し、大きく盛り上がるイベントとなりました。映画祭では、今年度からアジア映画を対象とするコンペ部門「釜山アワード」として5部門6賞が新設されました。日本作品3本を含む14本がノミネートされ、日本映画「愚か者の身分」の主演3人が、初の「俳優賞」を受賞する栄冠に輝きました。



JETROが運営するJapan Pavilion

(ブース内では、韓国で上映された(又はされる)日本の映画の紹介や、映画監督からのメッセージと韓国のファンからメッセージなどが寄せられている)

ジェトロも9月18日~25日において、映画の殿堂(屋外広場)においてブース出展を行い、韓国における日本映画の歩み、釜山国際映画祭の上映作品、東京国際映画祭、若手監督の紹介、日韓国交正常化60周年等の紹介を行いました。4,500人を超える来場者がありました。日本映画については53本を紹介し、ブースを訪れた来客者は、興味深く、日本映画の紹介を見入っていました。また、日本の映画監督からのメッセージに対して、韓国のファンから多数、メッセージが付箋に書かれて添付されていました。また、ACFM (Asian Contents & Film Market) のネットワークラウンジにおいて、日本の文化庁、経済産業省、UNIJAPAN、JETROの共催で、「Japan Networking Day」が開催されました。

550名を超える申込みがあり、会場も多数の関係者で埋め尽くされた結果となりました。映画コンテンツ等における関係者のネットワーキングの場となりましたが、日本酒のプロモーションなど併せて行われ、様々な面での情報交換や宣伝の機会となりました。⑩



映画の殿堂会場

●特別司法警察

韓国の知識財産処（旧韓国特許庁）には、日本の特許庁とは違う組織体制が存在しています。その一つは、特別司法警察になります。今回、特別司法警察について、知識財産処の関係者の皆様にインタビューにご協力いただき、韓国における模倣品対策の現状についてお聞きした点をご報告いたします。知識財産処の特別司法警察は、大きく2つに分けると、商標警察と技術警察（特許・意匠）となり、それぞれ特別司法警察として、一般の警察とは別の組織として、模倣品対策や技術奪取に対する対応を行っています。韓国では、専門性が必要となる領域において、特別司法警察が設けられる法制度が存在し、知的財産分野以外にも、鉄道や薬品分野等に存在しています。



特別司法警察（現在は知識財産処所属）

2000年初頭から韓国において模倣品問題が大きく取り上げられ、これに対応するため、2010年に当時の韓国特許庁内に商標警察が設けられました。また、技術奪取に関する問題が大きくなってきた

ことに対応するため、2019年に、特許と意匠を対象とする技術警察が発足しました。2025年9月時点で、商標警察関係者は28人、技術警察関係者は25人で対応を進めていることです。警察業務ということで、知識財産処内でも他の部署との業務と職務内容に差があるものの、知識財産処内の人員により、業務が遂行されています。商標警察では、実際に模倣品が販売されている現場での取締りなどを行うことがあります。技術警察は権利侵害の成否を判断する必要もあるため、調査のため令状の請求や、証拠の押収を行うこともあります。

昨今では、世界的なトレンドとして、模倣品がオフラインからオンラインに市場が移っていることもあり、中国企業とは協力関係を構築して、テイクダウン（情報の削除）などの対応を行っています。テイクダウンを行うために、MOIP傘下機関である韓国知財保護院に所属する約100名のオンライン偽造商品在宅監視団が、オンライン上の偽造商品を監視していることです。この100人は、キャリアが一時的に断絶した女性の活躍もあり、また最近ではAIによるサーチも行っているとのことでした。



総合庁舎内に展示されている模倣品と正規品の事例

日本国特許庁には、特別司法警察に完全一致する機能は現時点では存在しませんが、越境ECサイトなど、オンライン上の模倣品対策が、重要性を増している現状がありますので、共同で第三国での啓蒙活動や対策などができると、よりユーザーの利便性が高まると思われます。⑩

●韓国貿易委員会(Korea Trade Commission)の取り組み

韓国への輸出入に関連して、特許権をはじめとする知的財産権を侵害する物品について、税関による水際対策とは別に、韓国貿易委員会（Korea Trade Commission、KTC）による対応を求めるることができます。KTCは米国のアメリカ国際貿易委員会（ITC）と類似する機能を有し、請求に基づいて、知的財産権侵害などの不公正な貿易行為を調査し、侵害が認められた場合は、違反企業を制裁することで公正な貿易秩序を確立し、産業を保護する制度です。企業の国籍は関係なく、日本の企業もこの制度を利用することができます。

該当する主な行為は以下のものになります。

- ・ 知的財産権侵害行為、産業財産権（特許権、実用新案権、商標権、意匠権）、新知的財産権（営業秘密等）、著作権等を侵害した物品を輸出入、販売、海外から国内へ供給及び輸出目的で製造する行為
 - ・ 原産地表示違反行為：原産地の虚偽・誤認・損傷・変更表示、未表示物品の輸出入行為
 - ・ 虚偽・誇大表示行為：品質等を虚偽・誇大に表示して輸出入する行為
 - ・ 輸出入秩序阻害行為：輸出入契約の履行に関連し、契約内容と著しく異なる物品等の輸出入、または紛争発生等を通じて大韓民国の対外信用を損ない、当該地域に対する輸出または輸入に支障を与える行為
- 制裁措置調査開始後6ヶ月以内（2ヶ月ずつ2回延長可能）に最終判定し、不公平貿易行為と判定した場合には、以下のような制裁措置を課すことができます。
- ・ 是正命令（輸出・輸入・販売・製造行為の停止、当該物品等の搬入排除及び廃棄処分）
 - ・ 訂正広告
 - ・ 法令違反により貿易委員会から是正命令を受けた事実の公表等
- ※ 命令違反時は3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金
- ・ 課徴金
- （知的財産権）最近3年間の取引金額の30%以内
（原産地）当該物品等の輸出入申告金額の10%、上限3億ウォン



韓国知財ウェブサイトによる知財情報発信を行っていますので、ぜひご参照ください。⑩

韓国知財ウェブサイトによる知財情報発信

・韓国知的財産ニュース

（メルマガも月2回発行）

・法律改正情報、政策情報、統計情報

・知財判例データベース

（2000年以降の知財判例700件以上について概要や専門家からのアドバイスを蓄積）

・各種調査報告、マニュアル等

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>



正解は②「トルゲバン（カニパン）」→ 麗水（ヨス）です。直近20年間（2005年～2024年）製パン関連特許出願が約3,500件と年平均11%増加し、1年間ににおける出願件数は2005年57件から2024年416件へと約7.3倍増えたということで、パン食の市場拡大に伴う、知財創出も増加傾向にあるようです。韓国各地の知財取得したパンを楽しむ旅も良いですね！



知財トリビアの回答

韓国IPGセミナー

● 第43回韓国IPGセミナー「韓国における戦い方、日本企業の知財戦略」を開催

2025年6月12日に、JETRO本部（東京）において、第43回韓国IPGセミナー「韓国における戦い方、日本企業の知財戦略」を開催しました。韓国IPGリーダーの大谷徹（株式会社韓国日立 代表理事・社長）による挨拶から始まり、金・張法律事務所の金 鎮伯（キム・ジンベク） 韓国弁理士による「知財権を保有する企業の権利行使（日本企業の訴訟動向及び勝訴事例）」、青木久典日本国弁理士による「韓国の懲罰賠償への対応戦略」、金 元（キム・ウォン） 韓国弁護士による「日本企業が韓国企業とビジネスを行う際の情報漏洩等の対策」についての解説がそれぞれ行われました。最後に、講演者全員とJETROソウル大塚副所長による「パネルディスカッション」が行われ、会場からの質疑応答などが行われました。

「知財権を保有する企業の権利行使」については、韓国における紛争解決手段についての解説が行われ、日本企業が関係する訴訟の有無についても触れられました。「韓国の懲罰賠償への対応戦略」については、韓国における制度導入についての背景が解説され、現在の最大5倍までの増額賠償について解説が行われました。また、増額賠償が認められた実際の判例についても解説が行われ、「故意」侵害の認定基準について解説がなされました。最後に増額賠償が請求されないための解説も行われました。「日本企業が韓国企業とビジネスを行う際の情報漏洩等の対策」については、日本企業が韓国企業とビジネスを行うにあたって、情報漏洩を起こさないた



金元（キム・ウォン）
韓国弁護士の講演風景



パネルディスカッション風景
(檀上左から、金鎮伯氏、青木 久典
氏、金元氏、大塚氏)

めにどのような対策が必要か解説が行われました。営業秘密の漏洩については、流出のみではなく不正流入についても解説がなされました。最後のパネルディスカッションにおいては、裁判の進行についての質疑応答や、増額賠償と先使用権の関係、KTC利用についてなども活発な質疑応答がなされました。昨今の重要性が増大している部分を解説したセミナーとなり貴重な場となりました。

● 第44回韓国IPGセミナー「日韓知財制度比較」を開催

2025年7月23日に、ソウルグローバルセンター（ソウル）において、第44回韓国IPGセミナー「日韓知財制度比較」を開催しました。今回の開催は、韓国特許庁国際知識財産研修院（IIPTI国際教育課）との共催で開催し、日系企業のみならず、韓国の知財関係者の皆様にもご参加いただきました。韓国IPGリーダーの大谷徹（株式会社韓国日立 代表理事・社長）による挨拶から始まり、キム・ドングク IIPTI国際教育課 課長ご挨拶の後、特許法人ムハンの千成鎮（チョン・ソンジン）代表弁理士による「日韓知財制度比較 特許・実用新案」、丘奇垸（ク・ギワン）代表弁理士による「日韓知財制度比較 意匠・商標」、千成鎮（チョン・ソンジン）代表弁理士による「日韓知財制度比較 統計・貿易収支」についての解説がそれぞれ行われました。最後に、講演者全員とJETROソウル大塚副所長による「パネルディスカッション」が行われ、会場からの質疑応答などが行われました。

今回の講演内容は、日韓両国での知財制度の差と、統計情報等について解説を行う内容でしたが、この内容については、2024年度にJETROソウル事務所で実施した調査事業「韓国における知的財産権動向・活用調査報告書（2025年3月）」で取りまとめた内容を中心に解説いただきました。詳しくは、以下のサイトから確認できます。

JETROウェブサイト>国・地域別に見る>アジア>韓国>知的財産に関する情報>調査報告書>韓国知的財産制度など
「韓国における知的財産権動向・活用調査報告書（2025年3月）」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/tab2/202503.pdf



開会挨拶風景



キム・ドングク
IIPTI国際教育課長挨拶風景



丘奇垸（ク・ギワン）
代表弁理士 講演風景

千成鎮（チョン・ソンジン）
代表弁理士 講演風景



※ジェトロ韓国知財ウェブサイトで毎日発信している知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイトの「韓国知的財産ニュース」をご覧ください。
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/iphnews/>

③ 韓国特許庁技術警察、二次電池技術を海外に流出した元大企業関係者3名を起訴 | 韓国特許庁 (2024.7.28.)

韓国特許庁技術デザイン特別司法警察と大田（テジョン）地方警察庁特許犯罪調査部は28日、国家先端戦略技術が含まれた二次電池関連資料を許可なく流出した韓国系二次電池大手企業の元チーム長A氏など計3名に対し「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」などを違反した疑いで起訴したと発表した。

技術流出事件の場合、被害を受けた企業は企業イメージ悪化を懸念して消極的な対応をとることが多くあったが、今回の企業は事件が起きたら直ちに捜査を依頼することを基本原則としており、積極的な対応が早期解決につながったと思われる。

今回の事件は、国家情報院の的確な情報収取、技術専門性を有する特許庁と捜査・法律専門性を有する検察との緊密な協力、産業通商資源部の迅速な確認による成果であり、韓国の革新的な技術が海外に流出される事態を防ぐことができた点に大きな意義がある。

④ 韓国特許庁、第2次国政懸案関係長官会合にて「模倣品流通防止の総合対策」を発表 | 韓国特許庁 (2024.7.30.)

国民の健康や安全を脅かし、企業の成長や革新を妨害し、海外輸出市場においてK-ブランドに悪影響を与える模倣品の流通に対する制裁が一層強化される。ECサイト、SNS、ライブ配信など巧妙かつ高度化している模倣品流通※を遮断するために、人工知能（AI）など先端技術が本格的に活用される。

韓国特許庁は7月30日水曜日、第2次国政懸案関係長官会合にて「模倣品流通防止の総合対策」を発表した。

※ 特許庁が行うモニタリングにより摘発・予防した模倣品の被害推定額は約10兆ウォン（2024年）

今回の対策は、有名なアパレルブランドの保護から国民の健康や安全・K-ブランドの全体への保護へ、事後取締りからAIなど先端技術を活用した事前遮断体系へ、政府主導の政策設計・運営からECプラットフォーム・商標権者・消費者など誰もが参加するシステムへの改善の内容を柱とする。IPG

File No.201

韓国特許庁「発明の日60周年記念パンカーナー」全国ツアーアイベントを実施

2025年は韓国において、「発明の日60周年」となる記念の年となりました。「発明の日」は世界初「測雨器(チュギ、雨量計)」を発明した日(5月19日)を記念して制定され、今回、韓国特許庁と聖心堂(ソンシムダン)のコラボイベントとして、「発明の日60周年パンカーナー」全国ツアーアイベントが行われました。

1. 聖心堂と知的財産

今回、韓国特許庁とコラボを行った「聖心堂(ソンシムダン)」は、韓国特許庁が位置する大田市にある、全国的に有名なベーカリーです。聖心堂は、パンに関する知的財産権を数多く保有しています。具体的には、独自開発したシグネチャーメニューの製造方法特許や商標を複数保有しています。製造方法の特許としては、人気メニューである、ティギムソボロ(揚げパン):特許第10-1104547号や、ブチュパン(にらパン):特許第10-1333291号を保有しています。また、商標権に関しても43件もの権利を保有していることです。

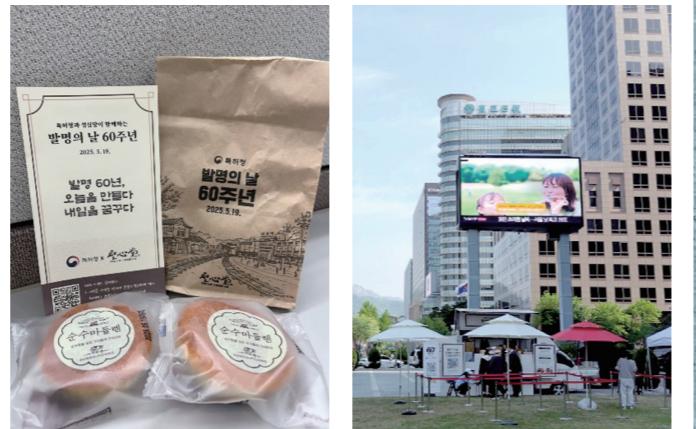


聖心堂の登録商標の一例 (KIPRISより取得) 商標登録番号41-0286039-0000

今回のイベントでは、知的財産が人工知能(AI)や半導体といった先端技術だけではなく、パンなど日常生活の中で身近に感じる分野でも有効活用されていることを示す事例を、聖心堂のパンに関する知的財産を通じて啓蒙活動を行い、多くの人に知的財産の重要性を認識してもらいたいという思いで開催されました。

2. パンカーナー全国ツアー

聖心堂のパンカーナーが、韓国各地をまわって、来場者に聖心堂のおいしいパンと「発明の日」のストーリーを紹介する冊子が配布されました。また、冊子の中のQRコードを読み取ってフォトイベントに参加してもらったり、クイズや福引イベントなども行われました。初回のイベントは4月30日(水)に、韓国ブレスセンター前のソウル広場(ソウル市中区)にて午前10時からスタートしました。続いて5月7日(水)にアートスクエア(大邱(テグ)市中区)、さらに、



イベントで配布された冊子とパン

ソウルでのイベント会場とパンカーナーの様子

5月13日(火)、全南(チョンナム)大学の後門周辺(光州(クァンジュ)市北区)を訪れ、最後は5月14日(水)、政府大田庁舎(大田(テジョン)市西区)で行われました。

ソウルでのイベントに自ら参加された韓国特許庁のジョン・デスン報道官は「『発明の日60周年』を迎えて聖心堂の事例のように日常生活の中でのクリエイティブなアイデアは『名品特許』につながる成果を多くの方々と共有したい」とし、「今回のイベントを機に、知財の重要性や価値について国民の皆さまが身近に感じてほしい」と述べられました。また、今回の知的財産を身近に感じてもらえる画期的な企画が成功し、100周年など今後の記念イベントへつながることに期待したいとのことでした。

3. まとめ



上の写真は、発明の日60周年記念イベントで韓国特許庁が展示を行った「測雨器(チュギ、雨量計)」です。この発明により、当時の気象観測に大いに貢献したそうです。古今東西、発明は我々の生活の質を高めるために次々と生まれてきました。発明は最先端の科学技術製品に限らず、身の回りにも多くの発明が存在し、豊かな生活に貢献してきました。これからも知的財産を通じた社会の発展に期待したいと思います。IPG

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 副所長 大塚 裕一(日本国特許庁知財アタッシュ) 2002年日本国特許庁入庁後、特許審査官・審判官として審査・審判実務や管理職業務に従事。また特許庁 総務課・調整課・審判課での課長補佐、英国ケンブリッジ大学 客員研究員、(国)山口大学大学院技術経営研究科准教授、(独)INPI知財人材部長等を経て現職。

File No.202

知的財産権を有する企業の売上高

2025年5月21日に韓国特許庁から、「知的財産権を保有する企業は、従業員一人当たり売上高がそうでない企業と比較して20.9%高い」という調査結果が発表されました。知的財産権と売上高に関する相関関係について興味深い結果が報告されており、今回はこれらの関係について解説を行いたいと思います。

1. 知的財産権の保有による企業の売上高の成果分析

今回発表された調査結果は、国家知識財産委員会と特許庁の依頼で行われ、韓国で初めて知的財産権のビッグデータと2010年から2023年にわたって韓国企業228,617社の経営情報に関するビッグデータを組み合わせ、知的財産権が企業の売上高に与える影響を分析したものとなります。

知的財産権を1件以上保有する企業は、そうでない企業に比べて従業員一人当たりの売上高が平均20.9%高いことがわかり、さらに、保有する知財権の種類や件数、海外進出の有無によっても売上高に大きな違いがみられたという結果が示されています。知的財産権は、特許権・実用新案権、意匠権、商標権など複数の権利が含まれますが、保有するこれらの権利の種類や件数、海外進出の有無によっても売上高に大きな違いが表れたということです。特許権のみ保有しているという場合のような、一種類のみの知的財産権を保有する企業の場合、従業員一人当たりの売上高が18.9%高く、二種類を保有する場合は27.1%、特許・商標・意匠の三種類をすべて保有する場合は32.7%と売上高の増加幅が拡大しています。

また、保有する権利の総数との関係も示されており、1件のみ知的財産権を保有する企業は知財権を一つも持っていない企業に比べて従業員一人当たりの売上高が15.4%高い一方、2件から19件を保有する企業は24.1%、100件以上を保有する企業は50.3%高いという結果も示されました。

さらに、海外での知的財産権の保有有無においても差が表れており、知的財産権を保有していない企業に比べて、韓国国内でのみ知的財産権を保有する企業は、売上高が20.3%高い一方で、外国でも出願をした企業は、27.3%高くなっています。また、大きな差がみられたとのことです。知的財産権を保有することがビジネスでの成否につながり、その結果として売上高にも顕著な差異が表れている点が、今回の調査結果から見てとれます。

2. 知財とダイナミック経済

上記の調査報告とは異なりますが、過去にも同様に知的財産権とビジネスでの相関関係について韓国特許庁から報告がなされたことがあります。

2024年11月5日に報告された「韓国特許庁、『知的財産基盤ダイナミック経済の実現戦略』を発表」においては、以下の相関関係が記載されています。こちらの報告内容においても、知的財産権を保有することが、有利な企業活動を推進できる要素の一つである点がわかります。

[知財とダイナミック経済]

- ・ 産業財産権(特許・意匠・商標など)の保有規模が1%増加すると売上高が0.35%増(2023年、知識財産研究院)
- ・ 産業財産権を保有する企業は保有していない企業に比べて売上高7.2%、輸出39.6%増(2023年、知識財産研究院)
- ・ 特許出願したことのあるスタートアップは資金調達の可能性が6.4倍増(2023年、欧州特許庁)
- ・ 生産性の増加には研究開発より特許権の増加が有意なプラス効果(2020年、通商情報学会)

3. 中堅企業において重要な要素

2025年3月に発表された韓国特許庁の報告によると、「韓国において中堅企業の数は企業全体の1.4%に過ぎないものの、全体輸出の18%、売上高の15%、雇用の14%を占め、保有する産業財産件数は平均51.5件(特許・実用新案20.7件、商標26.6件、意匠4.2件)となっている(2023年時点)」と報告されています。中堅企業においては、前述のとおり、有利なビジネス戦略を進めるべく知的財産権を比較的多く保有する傾向が出ています。しかしながら数のみ保有すれば良いというわけではなく、いかに保有する権利を活用するかという点が重要となります。この点について、韓国特許庁では「名品特許」とよばれる強い知財の創出を推進しています。

4. まとめ

今回紹介したとおり、知的財産権を多く保有したり、複数の種類を保有したり、海外でも保有することが、売上高等と良い相関関係が見られることがわかりました。一方で、売上高が高い結果、知的財産権を複数保有できている結果と考えることもできます。単に権利を保有するだけではなく、どのように活用するのか、ビジネス戦略における知財戦略が重要となります。IPG

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 副所長 大塚 裕一(日本国特許庁知財アタッシュ) 2002年日本国特許庁入庁後、特許審査官・審判官として審査・審判実務や管理職業務に従事。また特許庁 総務課・調整課・審判課での課長補佐、英國ケンブリッジ大学 客員研究員、(国)山口大学大学院技術経営研究科准教授、(独)INPI知財人材部長等を経て現職。

韓国がGIIでアジア地域1位獲得

韓国特許庁は9月16日、世界知的所有権機関（WIPO、World Intellectual Property Organization）が発表した「2025グローバルイノベーションインデックス（GII、Global Innovation Index）」で、韓国が139カ国のうち総合4位、アジア地域で1位となったと発表しました。韓国がアジア地域1位となった要素として、人材育成が大きく影響しています。今回は知財分野の人材育成を中心に解説を行います。

1. グローバルイノベーションインデックス（GII）

韓国はここ数年、GIIにおいて上位10位に入る状況でしたが、今回はアジア地域で1位、総合で4位という高順位となりました。アジア地域では、昨年1位だったシンガポール（アジア地域2位、総合5位）に続いて、中国（アジア地域3位、総合10位）、日本（アジア地域4位、総合12位）という順になっております。WIPOの発表によると、GIIは、1. 制度、2. 人的資本研究、3. インフラ、4. 市場高度化、5. 企業高度化などの投資部門の5つと、1. 知識技術の算出、2. 創意的算出などの算出部門2つの計7分野と、計78の細部指標を総合して算出される指標となります。2025年度、韓国は投資部門で4位、算出部門で6位となり、人的資本研究分野では7年連続で世界トップとなりました。78の細部指標につきましては、国内総生産(GDP)比特許出願、情報通信技術インフラの中での政府オンラインサービス、企業の研究能力など3つの指標で世界1位と評価され、GDP比国際特許(PCT)と意匠出願においても世界3位の最上位圏と評価されました。

今回のGIIの結果を通して、韓国におけるイノベーション力の高さは、人材育成とインフラ構築に基づいた、高い能力を持った知財人材の育成に成功している点や、情報通信技術等に関する積極的な投資が評価された点などが、IP 5としても世界的な存在感を有する韓国知財の高い評価へつながっていることがわかります。

2. 産業財産権出願における女性の割合

GIIから韓国は現在、知財人材の育成において世界トップレベルの状況にあることがわかりますが、年齢・性別に関係なく知財人材の育成を推進しているところ、女性による出願が増加している点も興味深い要素となっています。韓国特許庁が9月15日に発表した「女性による意匠出願が25年間5倍増」というプレスリリースでは、韓国における意匠権の出願人3人のうち1人は女性であることがわかったと述べられています。女性による意匠出願の割合は、1999年には、全体の7.6%に過ぎなかったものが、2024年には35.4%と

急増し、2025年上半期も同じ割合で、25年間で5倍近く増えたことになります。同期間においては、特許実用新案も女性による出願の割合が5.2%から20.7%に増加し、商標においても14.3%から38.0%と増えていることが報告されました。この結果から、同じ人材からの出願が継続しているというよりも、年次経過にともなって、出願している層が変化しており、これは知的財産を創出する人材の広がりや多様性が進んでいることの現れだと考えられます。先述のプレスリリースには、30代以下の女性による意匠出願が全体の半分以上を占める点も説明されており、いわゆるMZ世代と呼ばれる若者を中心とした女性による出願件数が増加傾向にあり、デザイン業界の新しい成長エンジンになっているとの報告もありました。相対的に、現在より産業財産権の創出から出願に至る活動が少なかった女性層も含めて、幅広い人材育成が功を奏して、産業全体の創出につながり、GIIへも貢献していることがわかります。

3. 日本の目標

日本においては、6月3日に知的財産戦略本部から「知的財産推進計画2025」が発表され、この中で以下のようにGIIの目標が設定されました。「知財・無形資産投資の促進や人工知能（AI）等の先端技術の利活用の推進等を通じ、知的創造サイクルを加速化することにより、2035年までに、WIPOの「グローバルイノベーション指数」の上位4位以内を目指す。」これは、過去の最高順位が4位ということもあり、それを上回る順位を目指すという趣旨の目標となります。GIIでの上位順位を獲得するには様々な要素での高評価が必要となります、アジア地域での最高順位を獲得した韓国の取り組みは参考になる部分が多く、知財分野における人材育成に力を入れる必要性が高く感じられます。特に、既存の知財創出層のみに限らず、新たな層の知財人材の育成を行うことが将来のGIIでの高評価につながる可能性が高く、そのための取り組みが求められます。

4. まとめ

イノベーションの創出にあたって、環境やトレンドの変化が過去に比べて早くなっている状況下において、新しいアイデアを様々な層から導き出すことが重要であり、そのためには人材育成も様々な層で行われることがイノベーション大国となるために必要ではないでしょうか。IPG

日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所 副所長 大塚 裕一（日本国特許庁知財アタッショ）
2002年日本国特許庁入庁後、特許審査官・審判官として審査・審判実務や管理職業務に従事。
また特許庁 総務課・調整課・審判課での課長補佐、英國ケンブリッジ大学 客員研究員、（国）山口大学大学院技術経営研究科准教授、（独）INPI知財人材部長等を経て現職。